引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○**住民票の住所の異動届**（転出届・転入届・転居届など）は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など
につながる**大切な手続**です。

○住民の皆様に送付している　身分証明書となる
マイナンバーの「**通知カード**」「**マイナンバーカード**」
（**個人番号カード**）

（おもて面）

（おもて面）

これらの「**住所**」は**最新のもの**にする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！
（転出届、転入届、転居届等）

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の市区町村	[転出前に] 転出届を提出して 転出証明書を受け取る
↓	
引越先の市区町村	[転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて 転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの市区町村	[転居した日から14日以内に] 転居届を提出

◆マイナンバーの「通知カード」、「マイナンバーカード」、（個人番号カード）「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく！

※詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問合せください。

（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications